

「(仮称) 茨城風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、インベナジー・ジャパン合同会社が、福島県東白川郡矢祭町及び塙町並びに茨城県常陸太田市、高萩市及び北茨城市において、最大で総出力 60,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在していることから、騒音及び風車の影による地域の生活環境への影響が懸念される。

加えて、同区域の大部分は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林に指定されており、現段階の計画では、風力発電設備を設置するためには、保安林の指定の解除が必要な状況である。また、同計画では、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により大規模な土地の改変が行われ、土工量が多いものとなっていることから、これらに伴う森林の伐採、土砂流出等による水環境、生態系等への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

ア. 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及び対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ. 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音等による影響

対象事業実施区域の周辺は複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域である。一方で、風力発電設備の稼働に伴う騒音については、参考として用いた環境基準値（A 類型）を満たしているものの、現況値から大きく増加すると予測されている地点があることから、地域の生活環境への影響が懸念される。

このため、低騒音型の風力発電設備の採用等及び稼働調整又は稼働停止等の更なる環境保全措置を検討し、必要に応じて実施すること。

また、適切に事後調査を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影による影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、以下の措置を講ずること。

- ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置・基数及び機種について、更なる検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果を踏まえ、参考指針値を超過する住居への説明を実施すること。
- イ. 適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 土地の改変に対する環境影響

対象事業実施区域の大部分は、森林法に基づく水源かん養保安林に指定されており、現段階の計画では、風力発電設備を設置するためには、同法第26条の規定に基づく保安林の指定の解除が必要である。加えて、対象事業実施区域の改変区域に隣接して河川が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域であるが、同計画では、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により、大規模な土地の改変が行われ、土工量が多いものとなっていることから、これらに伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境及び生態系等への影響が懸念される。

このため、専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備の配置並びに輸送経路及び工事用・管理用道路の線形を適切に見直し、擁壁等の構造物の活用等を図ることで、切土量及び盛土量を可能な限り少量化し、これら区域の土地の改変を回避又は極力低減するよう努めること。特に、保安林については、改変面積を可能な限り最小化した上で、関係機関と適切に協議・調整を行うこと。